

第3回 大阪市特別職報酬等審議会における議論の主なテーマについて

市長・副市長の給料、退職手当の額について

市長・副市長の職責、執務状況への評価

仕事に見合った報酬が一定程度必要というご意見もあり、副市長との意見交換も踏まえて、市長・副市長の職責、執務状況またはその差や違いといったものをどのように評価されるか、ご意見をいただきたいと考えております。

- ・ 市長・副市長の責務や執務状況等をどう評価するか

市長・副市長の給与の他都市比較、民間比較、海外比較

過去の審議会では、主に他都市の市長・副市長との比較が行われてきましたが、自治体の経営者であるというご意見、また、行政コストの観点から海外の都市との比較も行うべきというご意見もあり、それぞれどのように比較し、給料等の額に反映すべきか、ご意見をいただきたいと考えております。

- ・ 他都市との比較をどう考えるか
- ・ 民間企業の役員報酬との比較をどう考えるか
- ・ 海外の都市との比較をどう考えるか

市長・副市長の退職手当のあり方

民間企業の役員においては、退職慰労金は廃止傾向にあるといったご意見もあり、さらに、その原資を業績と連動させ給料等に加算するなどといった手法が用いられていることが多いといったことも一定程度、調査で明らかになりましたが、市長・副市長の退職手当のあり方について、ご意見をいただきたいと考えております。

- ・ 退職手当の支給の是非について
- ・ 連続して任期が続く場合の退職手当をどう考えるか
- ・ 退職手当を廃止する場合、その原資の一部または全部を給料月額等へ加算することについて

市長・副市長の年収、退職手当の水準

給料月額だけでなく、地域手当、期末手当も含めた年間の支給額で考えるべき、あるいは、1期あたりの退職手当相当分も加算した水準で考えるべきといった、様々な視点からご意見がありました。

これらのご意見も踏まえて、年収や退職手当は、どのように設定すべきか、以下の点を中心にご意見をいただきたいと考えております。

- ・ 基本的な変動要素として一般職の給与改定率を参考に増減することについて
- ・ 職責の重さ、組織経営、優れた人材の確保、市民感覚や住民コストなど、各委員が重視する視点から、妥当と考える具体的な年収の水準について
- ・ 退職手当を存続させる場合の、妥当と考える水準について

特別職等の報酬の基準について

| 職種 | 報酬等 | 規定内容 | 根拠規定 |
|------------|-----|----------------------------|---------------------------------|
| 国会議員 | 歳費 | 一般職の国家公務員の最高の給与額より少くない額 | 国会法 第 35 条 |
| 特定任期付職員（国） | 俸給 | 給与法の指定職俸給表 8 号俸の額に相当する額が上限 | 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律 第 7 条 |

一般職の国家公務員の最高の給与額...国の指定職給料表第 8 号俸（事務次官・警察庁長官等）

【参考】

（ 1 ）国会法 第 35 条

議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額（地域手当等の手当を除く。）より少くない歳費を受ける。

（ 2 ）一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律 第 7 条第 3 項

各庁の長は、特定任期付職員について、特別の事情により第 1 項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、人事院の承認を得て、その俸給月額を同表に掲げる 7 号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる 6 号俸の俸給月額との差額に 1 からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（給与法の指定職俸給表 8 号俸の額未満の額に限る。）又は給与法の指定職俸給表 8 号俸の額に相当する額とすることができる。

特例減額措置により退職手当を減額している自治体について

| 内容 | 職種 | 自治体数 | 備考 |
|-------|-----|----------|----------------------|
| 全部不支給 | 市長 | 9 / 141 | 静岡市、名古屋市、堺市等 |
| | 副市長 | 2 / 141 | 堺市、前橋市 |
| 一部不支給 | 市長 | 18 / 141 | 仙台市、千葉市、大阪市、 広島市等 |
| | 副市長 | 16 / 141 | 仙台市、さいたま市、大阪 市等 |

「都市の特別職・議員報酬等調べ（平成 26 年 4 月 1 日現在）」（地方行財政調査会）より
調査対象自治体 141 市

調査回答状況の内訳

| 類型 | 都市数 | |
|-------------|------|-----|
| | 調査対象 | 回答 |
| 政令指定都市 | 20 | 20 |
| 中核市 | 43 | 43 |
| 40 万人以上市 | 4 | 3 |
| 30 万～40 万人市 | 4 | 4 |
| 20 万～30 万人市 | 18 | 17 |
| 10 万～20 万人市 | 29 | 25 |
| 5 万～10 万人市 | 21 | 20 |
| 5 万人未満市 | 9 | 9 |
| 合計 | 148 | 141 |